

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	上下水道事業部 令和元年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 2 年 7 月 22 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 23 日
担 当	上下水道事業部上下水道事業政策課(TEL 4032-3113)

指摘事項	措 置 状 況
1 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市上下水道事業部企業会計規程第39条第2項は、過誤納金の還付は支出の手続の例により行う旨規定し、同規程第44条第4項は、支払手続について、現金払、隔地払又は口座振替のいずれかにより行う旨規定している。 そして、支払方法のうち現金払について、同規程第45条は、第1項で、債権者から申し出があるときは、支払通知書又は支払依頼書により通知のうえ、出納取扱金融機関に現金で支払いさせることができるとし、第2項で、その支払通知書の効力は、発行の日から起算し15日限りとする旨規定している。 上下水道事業部は、過誤納金の還付を現金払により行っている。 しかしながら、過誤納金の還付を通知する還付通知書の効力について、発行の日から起算した15日限りではなく、発行の日の属する月の翌月末限りとしている。 今後は、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	過誤納金にかかる現金払の支払通知書の効力について、業務実態に即して岐阜市上下水道部企業会計規程の見直しを行い、同規程第45条第2項を「発行の日の属する月の翌月末限り」に改正した。 今後、岐阜市上下水道事業部企業会計規程を遵守するとともに、適正な財務会計事務の執行に努める。
2 公用文書の適正な取扱いについて 岐阜市個人情報保護条例第7条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない旨規定している。 令和2年6月、上下水道事業部の職員が個人情報を含む公用文書を庁舎外に持ち出した際、その一部を紛失する事案が発生した。 今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を含む公用文書を庁舎外に持ち出した際に紛失しないよう、職員に一層の指導徹底を図られたい。	個人情報を含む公用文書を一部紛失したことを受け、今後同様の事例が二度とないよう、日々の事務処理においては、法令等の根拠に立ち返り、特に個人情報の管理・取扱いを適切に行うことを上下水道事業政策課長から部内各課に通知し、各課職員に周知した。 さらに、庁外へ持ち出す書類は最小限とすること、紛失しないようカバンなどに入れて持ち歩くことや複数人で確認することなど適正な管理をより徹底できるような体制とした。